

# 重要事項説明書

(令和8年5月1日現在)



医療法人社団 翔洋会  
大泉学園さくらの家



## 1. 事業の目的及び運営の方針

### ①事業の目的

大泉学園さくらの家（以下「事業所」という）は、指定認知症対応型共同生活介護または、指定認知症対応型共同生活介護予防の事業（以下「事業」という）について、要介護者であって、認知症の状態にあるものに対し、適切な認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とします。

### ②運営方針

事業所の介護従業者は、共同生活において、家庭的な環境の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように介護・支援を行います。事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供ができるように努めます。サービスの内容については福祉サービス第三者評価を定期的を受け、その結果を公表することにより、その質の向上に努めることとします。

## 2. 職員の職種、人数及び職務内容

事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとします。

職種	人数	職務内容
代表者	1名	ケアビレッジ全体の管理
管理者	1名	事業内容の調整
計画作成担当者	2名	管理者と兼務、サービスの調整・相談
介護職員	16名	日常生活の介護・相談

## 3. 認知症対応型共同生活介護及び介護予防の利用定員

利用定員 18名（全室個室）

## 4. 認知症対応型共同生活介護及び介護予防の内容

認知症対応型共同生活介護及び介護予防の内容は次のとおりとします。

①入浴（原則として3日に1回）、排泄、食事の介護

②日常生活上の世話、機能訓練

## 5. 介護保険適用の有無

上記の①～②の内容は、介護保険の対象となるものです。

## 6. 利用料及びその他の費用の額

指定認知症型共同生活介護または、指定認知症型共同生活介護予防を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、別紙のとおりです。

## 7. 虐待防止のための措置

- ① 事業所は、虐待の防止のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともにその結果について従業員に周知徹底を図ります。
- ② 虐待の防止のための指針を整備します。
- ③ 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- ④ 上記措置を適切に実施するための担当者を置きます。

虐待の防止に関する責任者：今井 賢典

## 8. 身体拘束防止のための措置

- ① 利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行いません。
- ② 身体拘束を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録します。
- ③ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
- ④ 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
- ⑤ 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

## 9. 感染症対策の強化

事業所は、委員会の開催、指針の整備、研修・訓練等を実施し、感染症対策に取り組みます。

## 10. 業務継続に向けた取り組みの強化

事業所は、感染症のクラスターや大規模自然災害が発生した際に必要なサービスが継続的に提供できるように、業務継続に向けた計画等の策定、研修・訓練の実施に取り組みます。

## 11. 契約の解除・終了

『「大泉学園さくらの家」契約書』に記載の内容をご参照ください。

## 12. 入居にあたっての留意事項

利用者は、入居にあたって次の事項に留意するものとします。

- ① 面会については施設の定める面会方法に従い、都度職員に連絡してください。
- ② 2か月を超える入院の場合には退居とさせていただきます。(介護保険報酬金額等を全額入金の場合は延長が可能です)
- ③ 契約解除は、1か月の予告期間において文書で通知してください。病気の急変などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内が1週間以内の通知でも解約する事ができます。ただしこの

場合は、告知より3週間分の利用料、住居費、水道、電気、日用品費を支払っていただきます。

- ④ 外出の際は行き先と帰宅時間を職員にお伝えください。
- ⑤ 飲酒・喫煙は決められた場所で行うものとします。
- ⑥ 施設内での火気の取り扱いは行わないでください。
- ⑦ 設備・備品の利用は、本来の使用方法に従って利用してください。
- ⑧ 所持品・備品の持ち込みは自己管理とします。ただし自己管理が困難な場合は事業所に届け出て、事業所にて管理することができます。
- ⑨ 外出時等施設外にいる時に医療機関の受診を希望する場合は職員に連絡してください。
- ⑩ 入所者の営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は禁止します。
- ⑪ 病院受診については、予定の受診に関してはご家族に同行をお願いいたします。突発的な体調不良等に伴う緊急の受診に関しては施設で対応をいたします。

### 13. サービス利用にあたっての禁止行為

- ① 他の利用者及び事業者の職員に対して行う営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動。
- ② 暴言・暴力、いやがらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- ③ パワーハラスメント、メンタルハラスメント、セクシュアルハラスメント、カスタマーハラスメントなどの行為。

※以下のような行為はお控えください。

パワーハラスメント : 職員に対して怒鳴る、威圧的な態度を取る、不当に責任を押し付ける、他の利用者の中で職員を叱責する など

メンタルハラスメント : 人格を否定するような発言、無視・嫌がらせ・悪口を言う、職員の精神的負担となる執拗な言動 など

セクシュアルハラスメント : 職員への不必要な身体接触、性的な冗談や話題、身体的特徴についての発言、性的な視線での言動 など

カスタマーハラスメント : 長時間にわたる苦情や謝罪の強要、不当な要求・暴言・無理な要望を繰り返す、過度なサービスを強いる など

- ④ サービス利用中に職員を含む利用者本人以外の写真や動画の撮影、また録音などをインターネットなどに掲載すること。

### 14. 緊急時等における対応方法

- ① 緊急時における対応

従業員は、介護を実施中に利用者の病状に急変やその他の緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講じるとともに管理者に報告します。また、24時間常時連絡可能な体制を維持します。

- ② 事故発生時の対応について

1) 市町村、利用者家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うなどの必要な措置を講じます。

2) 事故の原因を解明し再発防止のために、インシデントレポートの提出（随時）、リスクマネジメント委員会の開催（随時及び毎月1回）を実施します。

③ 防災について

年2回、防災訓練を実施し、事故発生の予防に努めます。

15. 苦情申立の制度

① 利用者からの相談または苦情に対応する常設の窓口

（常設窓口の設置）

介護相談や苦情に対する常設の窓口として、担当者を設置します。担当者が不在の時は専用の書式に記入し、担当者への引き継ぎを行います。

② 円滑かつ迅速な苦情処理体制

苦情があった場合は、直ちに管理者が相手方に連絡を取り、相手方の都合の良い日程に訪問、詳しい状況を聞くと共に担当事業者からも状況を確認します。

- ・管理者が必要と判断した場合は、再度サービス担当者会議を開きます。
- ・サービス担当者会議の結果、必ず具体的な対応を早急に行います。

③ 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等

- ・会議を行わない場合も、必ず担当事業者は管理者まで処理結果を文書として報告・提出することとします。
- ・再発を防ぐために苦情対応記録を保管します。

④ 行政機関その他苦情受け付け機関

要望および苦情の相談に関しましては、苦情相談窓口までご相談下さい。

翔洋会苦情相談	所在地	練馬区大泉学園町8-24-25
	電話番号	03-3924-3864
《地域包括支援センター》		
第2育秀苑	所在地	練馬区羽沢2-8-16
	電話番号	03-5912-0523
桜台	所在地	練馬区桜台2-2-4
	電話番号	03-5946-2311
豊玉	所在地	練馬区豊玉南3-9-13
	電話番号	03-3993-1450
練馬	所在地	練馬区練馬2-24-3
	電話番号	03-5984-1706
練馬区役所	所在地	練馬区豊玉北6-12-1
	電話番号	03-5946-2544
中村橋	所在地	練馬区貫井1-9-1
	電話番号	03-3577-8815
中村かしわ	所在地	練馬区中村2-25-3
	電話番号	03-5848-6177
北町	所在地	練馬区北町2-26-1
	電話番号	03-3937-5577

北町はるのひ	所在地	練馬区北町2-26-1
	電話番号	03-5399-5347
練馬キングス・ガーデン	所在地	練馬区早宮2-10-22
	電話番号	03-5399-5347
田柄	所在地	練馬区田柄4-12-10
	電話番号	03-3825-2590
練馬高松園	所在地	練馬区高松2-9-3
	電話番号	03-3926-7871
光が丘	所在地	練馬区光が丘2-9-6
	電話番号	03-5968-4035
高松	所在地	練馬区高松6-3-24
	電話番号	03-5372-6064
第3育秀苑	所在地	練馬区土支田1-31-5
	電話番号	03-6904-0192
練馬ゆめの木	所在地	練馬区大泉町2-17-1
	電話番号	03-3923-0269
高野台	所在地	練馬区高野台1-7-29
	電話番号	03-5372-6300
石神井	所在地	練馬区石神井町3-30-26
	電話番号	03-5923-1250
フローラ石神井公園	所在地	練馬区下石神井3-6-13
	電話番号	03-3996-0330
第二光陽苑	所在地	練馬区関町北5-7-22
	電話番号	03-5991-9919
関町	所在地	練馬区関町南4-9-28
	電話番号	03-3928-5222
上石神井	所在地	練馬区上石神井1-6-16
	電話番号	03-3928-8621
やすらぎミラージュ	所在地	練馬区大泉町4-24-7
	電話番号	03-5905-1190
大泉北	所在地	練馬区大泉学園町4-21-1
	電話番号	03-3924-2006
大泉学園	所在地	練馬区大泉学園町2-20-21
	電話番号	03-5933-0156
南大泉	所在地	練馬区南大泉5-26-19
	電話番号	03-3923-5556
大泉	所在地	練馬区東大泉1-29-1
	電話番号	03-5387-2751
やすらぎシティ	所在地	練馬区東大泉7-27-49
	電話番号	03-5935-8321

《その他の苦情受け付け窓口》

練馬区役所・介護保険課	所在地	練馬区豊玉北6-12-1
	電話番号	03-3993-1111 (代表)
練馬区保健福祉サービス 苦情調整委員	所在地	練馬区豊玉北6-12-1
	電話番号	03-3993-1344
国民健康保険団体連合会	所在地	千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館
	電話番号	03-6238-0177 (代表)

16. 第三者評価の実施状況

実施：あり

最終実施年月日：令和6年11月4日～令和7年2月22日

評価機関：(株)アミュレット

評価結果の開示：とうきょう福祉ナビゲーション

17. その他重要事項

① 認知症対応型共同生活介護サービス計画または、介護予防計画の提示と承認

認知症対応型共同生活介護サービスまたは、介護予防計画の開始に際し、管理者もしくは計画作成担当者は、利用申込者もしくはその家族にサービス内容及び利用料金等の重要事項を記した文書を交付し、同意を得ます。

② 運営推進会議の設置

- ・入居者・家族・地域包括支援センター職員・地域住民・職員らによる運営推進会議を設置します。
- ・運営推進会議は、原則として 偶数月第4土曜日に実施します。

③ 介護従業員の研修

事業所は、従業員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けて業務体制を整えます。

- ・採用時研修 採用後3ヶ月以内
- ・継続研修 年2回

④ プライバシーの秘密保持

従業員は業務上知り得た利用者またはその御家族のプライバシーを保持します。また、従業員であった者に業務上知り得た利用者またはその御家族のプライバシーを保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらのプライバシーを保持するべき旨を従業員との雇用契約の内容に含みます。

⑤ サービス担当者会議等での情報利用制約

利用者に適切なサービスを提供するために開催するサービス担当者会議等の場においては、改めて利用者及びその家族に同意を得ることなく必要最小限の個人情報を用いることがあります。

⑥ この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、大泉学園さくらの家の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

⑦ 行政機関への手続きが必要な場合、利用者や代理人の状況により代行します。

協力医療機関名

医療法人社団 翔洋会 辻内科循環器科歯科クリニック

東京都練馬区大泉学園町8-24-25 TEL 03-3924-2017

事業者概要

事業者名称	大泉学園さくらの家	
主たる事務所の所在地	東京都練馬区大泉学園町7-19-17	
代表者名	今井 賢典	
電話番号	03-5933-0849	
介護保険法に基づき、知事から指定を受けている、事業所コード (事業所コード: 1392000160 )	事業所名 大泉学園さくらの家	
重要事項説明者	今井 賢典	

年 月 日

サービス契約の締結にあたり、上記のとおり重要事項の説明を受け、了解致しました。

利用者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

利用者の代理人 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

(利用者との関係 )